

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年7月28日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

本道における鉄道網の重要性等の発信事業委託業務

(2) 業務の目的

本道の鉄道は、積雪寒冷の厳しい気候のもと長大な路線を抱えていることに加え、走行が多い貨物列車の運行に係る設備投資や修繕費が大きな負担となっているなど他地域にはない特殊な事業環境にあるとともに、観光立国や食料安全保障、国土強靱化の実現など北海道が我が国の発展に貢献するための交通ネットワークの形成といった国家戦略的な観点から、要な役割を担うことが期待される。

そうした中、鉄道網の維持・活性化に向けては、国民の認知や支援の必要性の理解が不可欠であることから、道内の線区の置かれている状況や重要性、役割、特徴等を発信することで、持続的な鉄道網確立に向けた国民的理解の促進を目的とする。

(3) 業務の内容

ア 鉄道網の重要性等の周知用特設WEBサイトの作成

道内各線区の特徴や地域における役割等を周知するため、北海道鉄道活性化協議会のホームページからのリンク先となる特設WEBサイトを作成すること。

なお、特設WEBサイトの作成にあたっては、下記(ア)～(ク)に留意すること。

(ア) JR北海道の各線区的基本的特徴（場所、総延長、走行列車など）やJR北海道が発表した「単独では維持困難な線区」、国からの監督命令と地域の取組の必要性など、道内の鉄道網の置かれている状況について記載すること。

(イ) 道内路線図により各線区を紹介するなど、視覚的にわかりやすいデザインにすること。

(ウ) 特設WEBサイトは、サイト訪問者が興味をもって各線区の紹介を閲覧するような工夫を行うこと。

(エ) 令和3年度以降も柔軟にコンテンツを追加することができるなど、編集が容易な仕様とすること。

(オ) 特設WEBサイトには、同協議会が作成している既存のWEBサイトを紹介すること。

<北海道鉄道活性化協議会で作成したWEBサイト>

・北海道活性化協議会公式WEBサイト <http://www.hokkaido-rail-k.jp>

・「フレ!フレ!鉄道」北海道鉄道応援特設サイト <https://furefuretetsudo.jp>

(カ) 動画の作成

各線区の紹介のうち、特徴的な路線について、その重要性や特徴、歴史、地域における役割等を紹介する動画を制作し、掲載すること。

なお、制作にあたっては下記 a ～ c に留意すること。

a 制作本数等

4本以上の動画を制作すること。

なお、作成する動画の長さや構成については、本業務の目的を達成するための効果的な提案を行うこと。

b 動画の内容

制作する動画は、当該線区の歴史（発展の歴史、今の形に至る経緯など）、役割や重要性（国土保全や地域間交流における重要性、生活・観光利用や貨物輸送において果たす役割など）について紹介する内容とすること。

c 二次利用

制作した動画は少なくとも令和5年度末まで二次利用を可能とすること。

(キ) 根拠資料の提出

制作物の提出にあたり、データや史実などの情報は、その根拠となる資料（写し可）を併せて提出すること。

なお、根拠資料は、インターネット上の資料は不可であること（公的団体またはJR北海道の公式サイト上の情報、及び、電子化された書籍の情報を除く）。

(ク) 制作上の留意事項

a 過去の写真や映像の利用、アニメーションの活用、ストーリー仕立てとするなど、普段道内の鉄道に接する機会のない人でも興味を持てるよう工夫をすること。

b 動画の作成に加え、本業務の目的に沿うコンテンツ（VR技術の活用など）について提案を行っても構わない。

c 制作する動画内で使用する著作物の引用又は転載にあたっては、著作権関連法令を遵守すること。その他、引用にあたり必要に応じて著作権者に承諾を取るなど適切に対応すること。

イ 各種広告媒体を活用した道内外へのプロモーション

鉄道網の重要性について、国民的理解の促進を図るとともに、上記アの特設WEBサイトを周知し、動画の視聴回数を増やすため、各種広告媒体を活用した道内外へのプロモーションを行うこと。

(ア) 広告媒体の選定

車体広告、デジタルサイネージ、SNSなど注目度が高い広告媒体を選定し、それらを複数組み合わせるなど、知恵と工夫を凝らした効果的なプロモーションを提案することとし、その数量、設置箇所などを広告媒体の活用方法と併せて提案すること。

(イ) 実施回数

選定した広告媒体毎に、それぞれの特性に応じた効果的な回数を実施すること。

(ウ) 実施時期及び実施期間

各広告媒体の特徴や下記エの内容を考慮の上、効果的な時期又は期間を設定して広報すること。

(エ) 特設WEBサイトへのアクセス回数

上記アの特設WEBサイトへのアクセス回数の目標値（少なくとも3万回以上）を設定し、目標達成に向けたプロモーションを行うこと。また、プロモーションの実施後、その広告効果について検証を行うこと。

ウ 実施報告書の提出

上記ア～イについて実施成果（実施内容のほか定量的な実施効果など）を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を提出するものとする。

エ その他

本事業の実施にあたっては、PR効果を高めるため、交通事業者や関係団体等と積極的に連携・協働を図ること。

(4) 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和3年（2021年）8月11日（水）15：00（必着）
 - イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：米田）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
電話 011-231-4111（内線23-815）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和3年（2021年）7月28日（水）から8月11日（水）まで
- (2) 交付場所
前記3の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和3年（2021年）8月24日（火）15：00（必着）
 - イ 提出場所 前記3の（1）のイに同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の

内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-231-4111 (内線23-815)

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (4) その他
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
 - エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
 - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
 - キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
 - ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
 - ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。